



国民民主党・調布市議会議員

山根 洋平

活動報告vol.26



医療の入口が細くなる中で、 市が「先に受け止める」体制を

特別な支援を要する子どもは増え続けている一方、児童精神科は初診まで半年待ちも珍しくありません。2026年度診療報酬改定で、この目詰まりがさらに悪化するおそれもあります。診断を待つのではなく、市が生活・教育の場で「先に受け止める」体制を提案し、組織横断的な対応として2点要望しました。

①子ども家庭センターを核とした保護者支援

【質問】乳幼児健診・5歳児健診から子ども発達センターへ確実につなぐ体制、育児不安への伴走支援、要保護児童対策地域協議会（要対協）での発達支援の位置付けを問う。

【答弁】妊娠届時のゆりかご面接、乳幼児健診、5歳児検診、サポートプランを通じて妊娠期から伴走。要対協では医師や発達支援の専門職が参画し、医療的視点も踏まえて支援を検討。

【意見】要対協で発達支援の視点が、個別のケースでの見立てや支援方針の組み立てに、これまで以上に反映されるよう、運用の深化を要望。

②子ども発達センターの質の維持

【質問】医療診断待ちが長期化する中、診断の有無を問わず受け止める役割はさらに重くなる。専門職の確保と質の維持を問う。

【答弁】言語聴覚士・作業療法士等の専門職を実態に合わせて確保。外部スーパーバイザーによる継続研修と、家族支援・地域連携にも視点を広げて実施。

【意見】診断や受給者証の有無を問わず相談・療育で受け止める拠点として、市が改めて明確に位置付け、必要な専門職の段階的増員を要望。

③学童期の相談体制と通常学級の配慮

【質問】就学後の発達に関する保護者相談の受け止め、および通常学級で過ごしやすくする教育的配慮の促進策を問う。

【答弁】各学校でスクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、指導室と教育相談所の連携体制を構築。通常学級ではスクールサポーター配置、合理的配慮、教員研修、巡回相談を展開。

【意見】発達センターや「すこやか」を経由していない家庭にこそ、就学相談の入口が届くよう、保育園・幼稚園、母子保健と連携した広報の工夫を要望。

④特別支援学級の空間と配置 ★成果

【質問】固定級ニーズが増える中、限られた学校施設内での空間確保、通級ブロック制と連動した固定級配置、若葉小への新設可能性を問う。

【答弁】若葉小学校・第四中学校の施設整備に伴う、新たな特別支援学級の設置を検討。第3期特別支援教育推進計画の策定に向け、検討委員会を設置し協議していく。

【意見】検討委員会の議論に、通級指導教室のブロック制と固定給配置を連動させる視点を取り入れ、地域バランスのとれた配置を実現するよう要望。

⑤子ども・若者総合支援事業「ここあ」

【質問】診断や支援が届かないまま思春期・若者世代となった方を受け止める「ここあ」の、医療・心理専門家による後方支援と、アウトリーチの人員体制強化を問う。

【答弁】月1回、臨床心理士・公認心理士によるスーパーバイズを実施。受診同行を含むアウトリーチと、子ども・若者地域ネットワークとの連携を展開。

【意見】困難事例発生時に即時に相談できる医療機関との連携ライン強化と、増大するニーズに見合った人員体制の段階的拡充を要望。

【組織横断的な要望2点】

①広報の充実【今ある資源を届けたい人へ】「iファイル」（子どもの成育歴と支援の記録を保護者が管理するファイル）の活用と普及。相談窓口としての「すこやか」の周知（子どもを遊ばせる場所というイメージが先立ち、相談の入口として認知されていない）子ども発達

センターは就学後も相談可能であることの周知。

②相談拠点の一元化（中長期）現在たづくり西館と国領・すこやかの2か所に分散する子ども家庭センターを、将来的に物理的にも一か所へ集約。「子育て・子どものことなら、まずここ」と誰もが迷わずたどり着ける、わかりやすい総合拠点の整備を要望。

減税法案で、働く人の家計にゆとりを！

国民民主党は「もっと」手取りを増やします！

1

年収にかかわらず、 基礎控除を受けられるように

効果

現在は、一定以上の所得がある方には基礎控除が適用されません。この所得制限を撤廃し、幅広い現役世代の税負担を軽くします。

これまで

所得665万円以上の人は
基礎控除が
減額・適用なし

所得制限を
撤廃！

法案成立後

所得にかかわらず
一律で基礎控除を
適用！

2

住民税の減税

効果

物価高騰の影響で、住民税の税収が増えています。住民税の税負担を軽減し、手取りを増やします！

引き上げ！

これまでの基礎控除等

110万円～

引き上げ後の基礎控除等

178万円～

◆ 1、2の措置による1人当たりの年間減税額

年収（給与所得）	減税額
200万円	5.87万円
300万円	7万円
500万円	7万円
800万円	14.6万円
1000万円	15.6万円



※住民税の均等割・森林環境税を含む。

※①住民税の基礎控除を43万円から113万円に引き上げる場合、②所得税の基礎控除の所得制限を撤廃する場合の減税額を合算したもの

3

こども減税（年少扶養控除の復活）

16歳未満のこども1人につき、所得税^{※1}は38万円、住民税（所得割）^{※2}は33万円を非課税（控除対象）にします。

※1 令和9年分以後 ※2 令和10年度以後

子育て世帯を
支援します。

ご意見・ご要望・ご相談を
お気軽に調布市議会議員

山根 洋平

までお寄せください



ウェブサイト



X(旧Twitter)



Googleフォーム



@YAMANEYOHEI

☎ 050-5050-2997 (自動音声)

✉ mail@yyamane.jp



保育園の保育士が退職し、急に延長保育を受けられなくなり困っている。

夏休み期間の学童クラブでお弁当を注文できるようにならないか？